

令和7年度 第1回神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会

日時：令和7年8月28日（木）10時00分～11時00分

場所：こうべ市民福祉交流センター2階 201教室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 報 告

神戸市における成年後見制度等の利用状況
市民後見人候補者の養成

3. 協議事項

民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案を受けての検討

4. 閉 会

資 料

資料1	神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 委員名簿
資料2	神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 事務局名簿
資料3	神戸市における成年後見制度等の利用状況
資料4	市民後見人候補者の養成
資料5	民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案を受けての検討
資料6	民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案に関する参考資料

市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 委員名簿

(50音順・敬称略)

《委員》

- 植戸 貴子 神戸女子大学健康福祉学部 教授
- 植野 礼子 池田宮川あんしんすこやかセンター 運営管理者
- 内布 茂充 (公社)コスモス成年後見サポートセンター兵庫県支部 支部長
(行政書士)
- 榎本 昌起 (一社)兵庫県社会福祉士会 ぱあとなあ兵庫 副運営委員長
- 澤井 靖人 (公社)成年後見センター・リーガルサポート 理事長
(司法書士)
- ◎ 種谷 有希子 高齢者・障害者総合支援センターたんぽぽ 幹事
(弁護士)
- 村上 英樹 シルバー法律研究会 代表幹事(弁護士)
- 安森 司 にしこうべ障害者相談支援センター センター長 【欠席】
- 山口 健也 (医)向陽会 向陽病院 院長(精神科医)
- 山中 雄太 近畿税理士会 公益活動対策部 副部長 【欠席】

《オブザーバー》

- 櫻間 悦子 ひょうご障害者相談支援センター センター長 【委員代理】
- 浅原 敏彦 兵庫社労士成年後見センター 副運営部長
- 宮寄 達也 兵庫県社会保険労務士会 事務局
- 内田 雄斗 神戸家庭裁判所 主任書記官
- 中平 善之 神戸家庭裁判所 主任書記官
- 古川 直子 日本司法支援センター兵庫地方事務所 局長

◎=分科会長 ○=副分科会長

令和7年8月28日現在

市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 事務局名簿

福祉局副局長	奥谷 由貴子
福祉局くらし支援課長	山添 昭仁
福祉局介護保険課担当課長	濱 裕子
福祉局高齢福祉課担当課長	渡辺 正樹
福祉局障害者支援課長	黒田 尚宏
神戸市社会福祉協議会事務局長	林 秀和
神戸市社会福祉協議会権利擁護支援部長	金子 麻理

神戸市における成年後見制度等の利用状況等について

○成年後見支援センター相談件数

	R2	R3	R4	R5	R6
電話・来所等相談	1,105	1,287	1,423	1,572	1,417
専門職相談	93	81	89	85	103

【相談内容内訳】 制度全般 42.6%、申立方法 15.0%、任意後見制度 11.0%、その他 31.4%

○成年後見制度利用支援事業

			申立費用助成		後見報酬助成		合計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
R3 年度	認知症	市長申立	3	16,640	49	9,074,076	52	9,090,716
		本人・親族申立	-	-	171	33,550,428	171	33,550,428
		計	3	16,640	220	42,624,504	223	42,641,144
	知的・精神	市長申立	1	2,639	9	1,081,273	10	1,083,912
		本人・親族申立	-	-	96	20,986,093	96	20,986,093
		計	1	2,639	105	22,067,366	106	22,070,005
	R3 年度 合計		4	19,279	325	64,691,870	329	64,711,149
R4 年度	認知症	市長申立	0	0	41	6,681,050	41	6,681,050
		本人・親族申立	-	-	289	57,671,317	289	57,671,317
		計	0	0	330	64,352,367	330	64,352,367
	知的・精神	市長申立	1	5,690	9	1,776,904	10	1,782,594
		本人・親族申立	-	-	112	23,234,208	112	23,234,208
		計	1	5,690	121	25,011,112	122	25,016,802
	R4 年度 合計		1	5,690	451	89,363,479	452	89,369,169
R5 年度	認知症	市長申立	0	0	52	8,951,003	52	8,951,003
		本人・親族申立	-	-	337	69,179,424	337	69,179,424
		計	0	0	389	78,130,427	389	78,130,427
	知的・精神	市長申立	0	0	13	2,611,704	13	2,611,704
		本人・親族申立	-	-	114	25,107,460	114	25,107,460
		計	0	0	127	27,719,164	127	27,719,164
	R5 年度 合計		0	0	516	105,849,591	516	105,849,591
R6 年度	認知症	市長申立	1	5,588	46	7,977,991	47	7,983,579
		本人・親族申立	-	-	437	89,379,172	437	89,379,172
		計	1	5,588	483	97,357,163	484	97,362,751
	知的・精神	市長申立	0	0	11	2,390,060	11	2,390,060
		本人・親族申立	-	-	141	32,475,383	141	32,475,383
		計	0	0	152	34,865,443	152	34,865,443
	R6 年度 合計		1	5,588	635	132,222,606	636	132,228,194

○市区町村長申立件数

(単位：件)

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
成年後見関係事件 申立件数（後見、保佐、補助、任意後見含む）					
全国	37,235	39,809	39,719	40,951	41,841
神戸家裁管内(兵庫県)	1,951	2,106	2,235	2,359	2,239
市区町村長申立件数					
全国	8,822	9,186	9,229	9,607	9,989
神戸家裁管内(兵庫県)	269	285	284	315	284
神戸市長申立件数	63	47	66	65	40

○成年後見制度の利用手続き相談室

市民後見人が実際の後見人受任等の経験を活かし、各区役所において制度の初歩的な説明・相談対応を行う。平成 24 年に東灘区で開始後、北神区を除く 9 区で実施中。

【相談件数】

区（開設時期）	R2	R3	R4	R5	R6
東灘（H24. 9）	7	10	23	18	27
灘区（H30. 4）	3	5	8	11	12
中央（H27. 4）	1	1	1	9	3
兵庫（H29. 2）	3	7	8	9	11
北区（H29. 10）	7	11	15	9	19
長田（H26. 7）	2	2	6	6	13
須磨（H30. 7）	3	1	8	13	9
垂水（H25. 9）	17	20	26	18	24
西区（H25. 6）	4	10	21	10	22
西区【岩岡】（R4. 9）	—	—	7	5	3
西区【玉津】（R5. 10）	—	—	—	6	9
合計	47	67	123	114	152

○成年後見セミナー

制度を広く周知するため、市民向けセミナーとして成年後見セミナーを年 1 回開催している。

日 時：令和 7 年 9 月 2 日（火）13：30～15：30

※オンデマンド配信視聴期間 令和 7 年 9 月 5 日（金）～9 月 26 日（金）

内 容：任意後見制度について

- ・任意後見制度の基礎知識（制度概要、費用、メリット・デメリット等）
- ・制度利用事例
- ・その他（民事信託や身元保証の問題） など

講 師：種谷 有希子 弁護士

○出張説明会

地域や福祉関係機関、行政機関などからの要請に応じ、出張説明会を随時実施し、成年後見支援制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発を行っている。令和4年度からは、出張説明会の際に個別案件の相談会も合わせて実施している。

令和5年度：31件（うち個別相談会付き出張説明会は6件）

令和6年度：17件（うち個別相談会付き出張説明会は7件）

（R6出張説明会）

障害者関係 5件（精神障がい者家族会連合会、障害者基幹相談支援センター など）

行政機関 3件（区役所 など）

高齢者関係 8件（あんしんすこやかセンター など）

その他 1件（ふれあいのまちづくり協議会、区社会福祉協議会 など）

○銀行協定

1. 協定先 ※神戸市と各金融機関との2者協定

（1）三井住友銀行（神戸市役所の指定金融機関）

協定締結日：令和3年10月1日

（2）みなと銀行（市内に本店を有する唯一の地方銀行）

協定締結日：令和3年10月1日

（3）神戸市職員信用組合（主として神戸市役所職員を対象とする職域信用組合）

協定締結日：令和6年4月1日

2. 協定内容

（1）本人・家族の負担軽減

「認知症神戸モデル」の「認知機能精密検査結果」を、認知判断能力等確認資料の一つとして活用する。

⇒機関窓口で記録を残さないため、件数等の実績は不明

（2）早期相談の推進

機関窓口及び成年後見支援センター窓口において支援が必要な方を把握した際に、窓口間で取次ぎを実施する。

⇒実績 2件（令和6年度末現在）

※成年後見支援センターから銀行窓口へ取次ぎを実施

内容：ターミナル期となった配偶者・入院中の親族の医療費等の預金取引

※成年後見支援センターへの銀行に関する相談件数

協定前：2.7件／月 協定後：14.9件／月（R6年度：179件）

（3）単身の高齢者等の支援に関する調査・研究に関すること

成年後見人など、第三者が高齢者等の金銭管理を実施する場合の支援充実を図るため、調査・研究に取り組む。

⇒令和4～5年度：三井住友銀行の後見人サポートシステムのユーザーテストに3名の市民後見人が参加

3. 令和6年度の取り組み

(1) 定例会等の実施

協定先の金融機関と定例会を開催し、情報交換及び連携強化を図った。

また、今年度に協定を締結した神戸市職員信用組合と協定内容の協議及び手続きを進めた。

(2) 金融機関職員・顧客向けの成年後見制度等に関する研修・相談会

金融機関職員の技能向上や金融機関顧客への制度周知と支援を図るため、成年後見制度や関連事項に関する研修や相談会を検討し、一部実施した。

○権利擁護施策（令和7年度の取り組み）

①成年後見制度の相談支援体制強化及び利用促進

相談&連携 の強化	(1) 早期相談につなげるための個別支援の実施
	○成年後見支援センターへのオンライン相談の実施（R5.7月から開始） ○関係機関からの要請に応じた支援者との連携を図る（出張説明会の実施）
	(2) 各金融機関との連携強化
	○定例会実施による情報交換・連携強化 ○金融機関職員向け研修での成年後見制度に関する説明 ○令和6年度に協定を締結した神戸市職員信用組合と協定内容の実施 ○㈱ゆうちょ銀行との「認知症神戸モデル精密検査結果」の取り扱い及び成年後見制度パンフレット設置等の協力への調整 ○新たな協定先の検討
広報の強化	(3) 区域・生活圏域単位での理解促進事業の実施
	○地区民児協や高齢者ふれあい給食会での出前トークなど、市民後見人による広報啓発活動など、身近な地域での広報 ○個別相談会付き出張説明会において制度の広報
後見人の 支援	(4) 後見人（親族・法人）のスキルアップと基盤強化
	○後見受任活動を展開するNPO法人等の活動状況把握 ○親族後見人への支援・相談対応 ○市内の法人後見団体を対象とした情報交換会の開催
中核機関 関係	(5) 中核機関に関する取り組みの検討
	○専門職団体や関係機関等が連携体制を強化するための「神戸市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会」の開催

②日常生活自立支援事業の利用促進

	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数	589 件	570 件	574 件	612 件	636 件
新規・契約前 調査数	119 件	119 件	381 件	393 件	410 件
新規契約数	98 件	95 件	125 件	139 件	134 件

市民後見人候補者の養成について

1. これまでの取り組み

- 本市では平成 23 年度から第 1 期の養成研修を実施
- 現在、208 名が研修修了し、100 名が候補者名簿に登録

《市民後見人養成状況（候補者名簿登録者数）》 ※令和 7 年 3 月末時点

		修了者数	候補者名簿登録者数
第 1 期	平成 23 年度	39 名	6 名
第 2 期	平成 24 年度	27 名	7 名
第 3 期	平成 25～26 年度	24 名	7 名
第 4 期	平成 27 年度	27 名	11 名
第 5 期	平成 28 年度	30 名	14 名
第 6 期	平成 30 年度	10 名	9 名
第 7 期	令和 3 年度	12 名	11 名
第 8 期	令和 4 年度	7 名	6 名
第 9 期	令和 5 年度	11 名	10 名
第 10 期	令和 6 年度	21 名	19 名
		208 名	100 名

2. 現在の受任状況（令和 7 年 3 月末時点：29 件が受任活動中）

- 市民後見人の受任対象案件は、
 - ①神戸市内に居所がある
 - ②多額の資産や負債がない
 - ③親族間の紛争や権利侵害がない
 - ④居住の確保がされている、または居住確保の方向性が確保されている方
 といった財産管理や身上保護に困難性がないと判断されるケースを対象としている。
- 市社会福祉協議会が成年後見監督人として選任を受けて、全面的な支援を行いながら活動中

3. 第 11 期市民後見人養成研修

- 事前説明会

令和 7 年 3 月 7 日（金）申込者数（23 名） 参加者数（21 名）

8 日（土）申込者数（19 名） 参加者数（17 名）

オンデマンド配信 申込者数（63 名）

- 養成研修
 - 基礎研修 令和 7 年 6 月 5 日～7 月 3 日（5 回） 13 名参加
 - 実務研修 令和 7 年 9 月 11 日～10 月 9 日（5 回） 13 名参加（予定）

【参考】市民後見人選任審判

- 選任審判件数累計：119 件（うち 29 件が受任活動中）
- 新規選任件数：令和 5 年度 6 件、令和 6 年度 11 件

民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案を受けての検討

1 成年後見制度の見直しに関する動向

- ・平成 11 年 成年後見制度の創設…民法改正及び任意後見契約に関する法律制定により
- ・令和 4 年 3 月 厚生労働省：第二期成年後見制度利用促進基本計画…制度の見直しに向けた検討を
- ・令和 4 年 10 月 7 日 国際連合：障害者権利委員会による総括所見における勧告
…意思決定代行制度廃止の観点から、法の前にひとしく認められる権利を保障するべく民法改正を
- ・令和 6 年 2 月 15 日 法務省：法制審議会総会第 199 回会議…専門部会の設置と調査審議を決定
- ☆令和 6 年 4 月 9 日～ 法務省：法制審議会民法（成年後見等関係）部会…制度見直しの調査審議
- 令和 7 年 6 月 10 日 「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」取りまとめ
- 令和 7 年 6 月 25 日～同 8 月 26 日 「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見募集

2 民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案及び主な検討事項（資料 6）

法制審議会民法（成年後見等関係）部会第 21 回会議（令和 7 年 6 月 10 日開催）において、「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」を取りまとめ

○主な検討事項

- ・法定後見の開始の要件及び効果等、法定後見の終了等
- ・成年後見人等の解任（交代）等
- ・任意後見人の事務の監督開始の申立権者等

3 法定後見の類型及び制度利用への影響

「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」における主な検討事項のうち、「法定後見の開始の要件及び効果等、法定後見の終了等」は、法定後見における根幹の改正が予定されており、類型の考え方や制度利用への影響が非常に大きい。

○法改正により、現行制度の課題がどの程度改善され、一方でどのような留意点が見込まれるか。

①法定後見の開始の要件及び効果等

- ・乙 1 案 or 乙 2 案の場合

原則、本人同意を要件：どの程度の意思表示を求めるか。拒否の場合の対応方法は。

限定的な代理権・取消権等権限を付与：現行の後見／保佐・補助の権限付与との差はどうか。

②法定後見に関する期間、終了

- ・期間：乙 1 案の場合

家庭裁判所から法定後見の期間に関する意見調査があった場合、対応が可能か。

（本人の状況が不確かな中で、保護を要する事項ごとに適切に期間を設定可能か。）

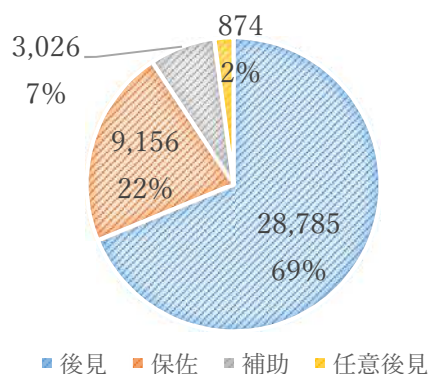
- ・終了：法定後見開始において保護必要を要件とする場合

保護不要となったときに法定後見は終了するが、判断能力未回復でも本人に不利益はないか。

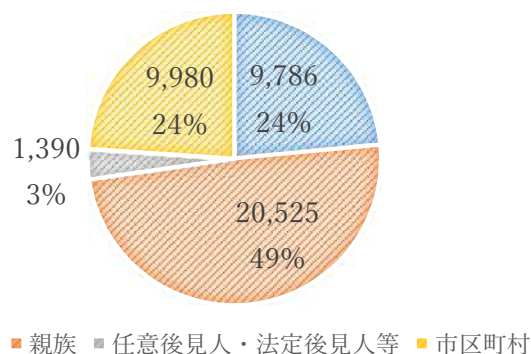
法定後見終了後、支援体制は十分に機能するか、制度利用前の支援体制を活かせるか。

4 参考データ：成年後見申立における内訳（全国、令和6年）

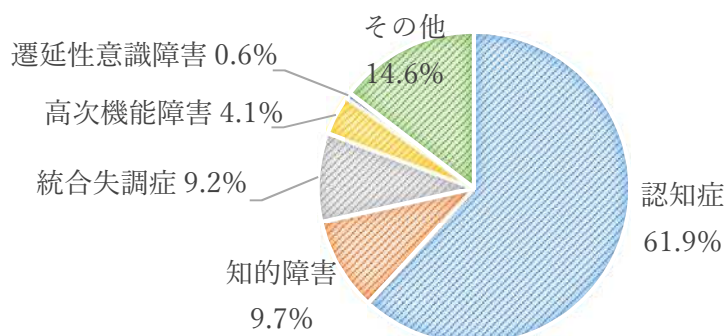
○申立件数：後見類型別



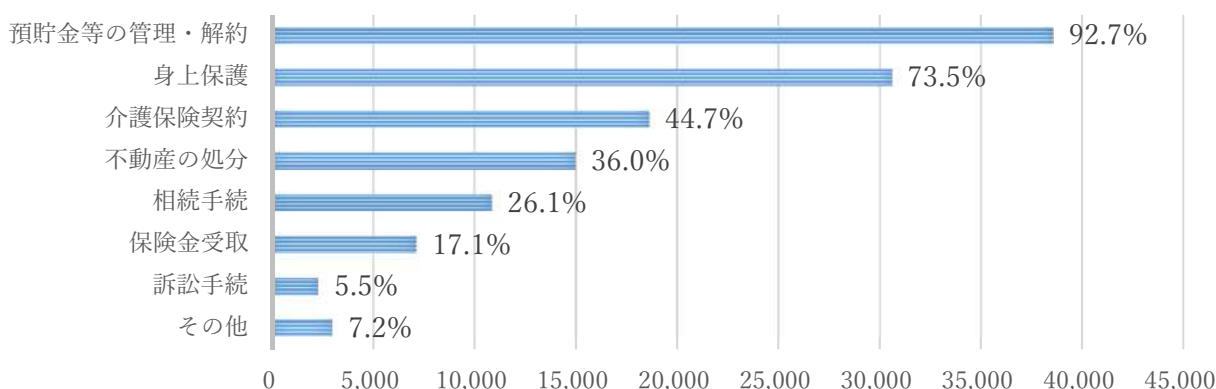
○申立人と本人との関係



○開始原因 ※後見・保佐・補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件（39,519件）が対象



○申立ての動機 ※後見・保佐・補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件（41,620件）が対象、複数選択有



《参考文献》

○4 参考データ：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—令和6年1月～12月—」

(<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/20250313koukengaikyoku-r6.pdf>)

○資料6：民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案に関する参考資料

成年後見制度の見直しに向けた検討経緯や法制審議会民法（成年後見等関係）部会第21回会議（令和7年6月10日開催）にて取りまとめられた中間試案での主な論点について要約した参考資料

(https://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900001_00295.html)

成年後見制度

成年後見制度の見直しに向けた検討（中間試案）

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された
①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和5年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,623万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.1%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定

令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約（R4.10.7 抄）
第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。
(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

1

● 令和6年2月に法制審議会に諮問

諮問第126号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

- 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。
- 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

法定後見の開始の要件、効果等、
法定後見の終了等

必要性を開始の要件とした上で、開始の際に考慮した必要性がなくなれば終了する案などを検討

成年後見人等の解任（交代）等

新たな解任事由を設ける案などを検討

任意後見人の事務の監督開始の
申立権者等

新たな申立権者を設ける案などを検討

法制審議会民法（成年後見等関係）部会（部会長：山野目章夫早稲田大学法学学術院教授）

- 令和6年4月～ 部会において調査審議
- 令和7年5月までに20回開催、うち3回の会議で参考人からヒアリング
- 令和7年6月10日に中間試案を取りまとめ。同月25日よりパブリック・コメントの手続を実施（同年8月25日まで）
（第二期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間は令和4年度～令和8年度）

ヒアリング

認知症・知的障害・精神障害・発達障害の当事者団体等、障害者支援団体、市区町村、社会福祉協議会、特別養護老人ホーム運営者、国連障害者権利委員会元副委員長

2

主な検討事項

法定後見の開始の要件及び効果等、法定後見の終了等

- ▶ 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- ▶ 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。

○ 法定後見の開始の要件及び効果等

- 甲 案 現行の後見・保佐・補助の三類型の開始の要件を基本的に維持しつつ、後見の対象者は保佐・補助も利用できるようにするなどの修正をする案
- 乙 1 案 ①判断能力が不十分である者、②特定の事項について保護する必要、③原則として本人の同意を要件として、**成年後見人等に当該本人に必要な特定の事項について代理権・取消権を（個別に）付与する類型**の法定後見を開始する案
- 乙 2 案 **乙 1 案の類型に加え**、①判断能力を欠く常況にある者、②保護する必要を要件として、**成年後見人等に一定の権限（現行の成年後見人の包括的な代理権等よりも狭い権限）を付与する類型**の法定後見を開始する案

○ 法定後見の終了

- 法定後見の開始において保護する必要を要件とする場合には、判断能力が回復したときでなくても、**保護する必要がなくなったときに法定後見を終了する案**（法定後見の開始において保護する必要を要件としない場合には、判断能力が回復したときに限って法定後見を終了する案）

○ 法定後見に関する期間

- 甲 案 期間を設けない
- 乙 1 案 家庭裁判所が**法定後見を開始する際に期間を定め、その更新がない限り、期間満了時に法定後見が終了する案**
- 乙 2 案 **成年後見人等に家庭裁判所に対して定期的に法定後見の要件の存在について報告することを義務付けた上で、要件がなくなったときは法定後見を終了させる案**

3

主な検討事項

成年後見人等の解任（交代）等

- ▶ 本人のニーズに合った成年後見人等が選任されるために本人の意見を重視すべきことを明確にすべき。
- ▶ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- ▶ 成年後見人等の権限の行使によって本人の自己決定権が必要以上に制限される。

○ 成年後見人等の選任

- ・ **本人の意見を重視すべきであることを明確に**することを引き続き検討

○ 成年後見人等の解任（交代）

- 甲 案 現行法の解任事由（不正な行為、著しい不行跡など）を維持する案
- 乙 案 現行法の解任事由がない場合であっても、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭に、**新たな解任事由**を設ける案

○ 成年後見人等の職務及び義務

- ・ 成年後見人等が**本人の意思を尊重することの内容**（例えば、本人に必要な情報を提供し、本人の意思を把握することなど）を**明確に**することを引き続き検討

任意後見人の事務の監督開始の申立権者等

- ▶ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

○ 任意後見人の事務の監督の開始

- ・ **本人が任意後見契約の際に公正証書において指定した者に申立権を認める**など任意後見人の事務の監督を開始する申立権者の範囲について引き続き検討

その他の検討事項

成年後見人等の報酬

家庭裁判所が本人の財産の中から相当な報酬を与えることができるとのルールを維持しつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって**成年後見人等が行った事務の内容などが考慮要素であることを明確に**する案を引き続き検討

4